

令和7年度群馬県若年優秀技能者表彰における受賞決定の誤りについて

令和7年11月20日（木）に表彰実施予定の「令和7年度群馬県若年優秀技能者表彰」において、受賞者として決定した1名について、次のとおり県の審査事務の誤りにより受賞要件を満たしていないことが判明し、受賞決定を取り消しました。

1 概要

「令和7年度群馬県若年優秀技能者表彰」について、推薦団体から県に提出された申請書類を審査のうえ受賞者を決定し、令和7年10月22日に各受賞者あてに決定通知を送付しました。

このうち1名について、県の審査事務の誤りにより、受賞要件のうち「群馬県若年優秀技能者表彰要綱」第2条（2）に該当していないことが判明し、受賞決定の取り消しを行いました。

群馬県若年優秀技能者表彰要綱（抜粋）

第2条 群馬県若年優秀技能者表彰（以下「表彰」という。）は、知事が次の各号のすべてに該当するものについて行う。

（2）技能五輪大会又は技能グランプリ等、全国規模の技能競技会に出場経験のある者

なお、受賞決定を取り消した者の氏名等については、個人情報保護のため公表を差し控えますので、御理解いただきますようお願いします。

2 誤りの判明

表彰式の準備を進める中で、申請書類を再確認した際に、誤りに気づき判明しました。

3 誤りの原因

県の審査事務における受賞要件の確認が不十分であり、受賞要件を満たしているものと誤って判断したため。

4 相手方への対応

受賞決定を取り消した相手方には、県の審査事務に誤りがあったことを謝罪するとともに、受賞決定の取り消しについて伝達しました。

5 今後の再発防止策

申請書類の審査・確認体制を改善・充実させ、再発防止を図ります。